

事務連絡票

平成18年2月15日

千歳市長 殿

札幌防衛施設局長

在日米軍の再編問題についての確認事項(中間報告関連事項)(回答)

参照：「同件名」

貴職におかれましては、日頃より、防衛施設行政に対しご理解、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、参照文書により照会がありました本件については、現在、引き続き日米間で協議がなされているところでありますが、現時点において回答できる事項につきまして、別紙のとおり回答しますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、具体的な訓練内容等に関し、今後、回答が可能となった事項につきましては速やかに回答したいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

当局としては、今後とも、新たな情報等を入手次第、貴市に対し適宜適切に誠心誠意説明を行い、ご理解とご協力が得られるよう最大限努力してまいりたいと考えております。

以上

添付書類：別紙

千歳市からの質問に対する回答
在日米軍の再編問題についての確認事項（中間報告関連事項）

【1ア、イ、ウ並びに3ウ、エについて】

最終報告に向けたスケジュールについては、「2+2」共同文書で示された個別の施設・区域に関連する措置について、具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成することとしております。

このことを踏まえ、1月17日の日米防衛首脳会談では、米軍再編の作業を加速化することで一致をみたところであり、訓練移転につきましても、今後、最終的な取りまとめに向け、日米協議を加速し、早急にその具体的内容を詰めていくこととしています。

また、協議の途中経過についても、地元自治体に対して適宜適切に誠心誠意説明を行い、御理解と御協力が得られるよう最大限努力して参りたいと考えています。

【2ア、イ、ウについて】

- 1 10月29日の「2+2」共同文書は、役割・任務・能力に関する検討を踏まえつつ、抑止力の維持と地元負担の軽減との観点から在日米軍及び関連する自衛隊の態勢について包括的に行った検討のとりまとめとしてなされたものであり、抑止力の維持と地元負担の軽減につき全体として実現を図るということ、を、「統一的なパッケージ」として表現したものであります。
- 2 他方、このことは、すべての案件の実施が関連していることを意味するものではなく、可能なものについては、それぞれの案件について実現を追求していくこととなります。
- 3 いずれにしても、これら具体案については、個々の米軍施設・区域等を抱える地元自治体に対し適宜適切に誠心誠意説明を行い、御理解と御協力が得られるよう最大限努力して参りたいと考えています。

【3ア、イ、オについて】

- 1 米軍が自衛隊施設を使用する場合は、地位協定に基づき、日米合同委員会において使用目的、使用条件等について合意し、閣議決定、日米両政府間による協定締結の手続をとることとなっており、これらの合意事項の概要については、地元自治体にもお知らせしているところであります。
- 2 今回の訓練移転に関する具体的内容等の細部については、現在、日米間で調整しているところであり、飛行場の使用条件の変更については確たることは申し上げられませんが、いずれにしろ、当庁としては、防衛施設の安定的使用については、地元自治体等の御理解、御協力が最も重要であると認識しており、いわゆる国管法第7条の規定の適用の如何に関わらず、これまでのとおり地元自治体の御意見をお聴きしつつ、地元の御理解と御協力が得られるよう最大限努力して参る考えであります。

以上

在日米軍の再編問題についての確認事項（中間報告関連事項）

- 1 具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成する。
 - ア 計画作成の具体的手順、行程表
 - イ 地元自治体との協議方法
 - ウ 地元自治体の意向の反映

- 2 具体案は統一的なパッケージの要素となるものでありパッケージ全体について合意され次第実施が開始される。（パッケージの意味するところ）
 - ア 在日米軍の再編に係る全ての事項がパッケージであるのか。
 - イ 訓練移転などのそれぞれの項目がパッケージであるのか。
 - ウ パッケージ全体が合意され次第実施するとした際のパッケージの解釈は何か。（全体が合意されなければ実施に移さないのか、又は、協議が整ったものから順次実施するのか。）

- 3 訓練移転に関する事項
 - ア 飛行場の使用条件を変更する場合におけるいわゆる国管法第7条に基づく地元自治体からの意見聴取の有無、その時期及び意見の取り扱い。
 - イ 使用条件の変更に伴う地元自治体への意見照会の有無及びその意見の取り扱い。
 - ウ 全体的なフレーム
 - エ 具体的な訓練内容（機種・機数・人員等の規模、期間、米軍駐屯有無等）
 - オ 訓練に際しての協定等の締結の有無と遵守方法

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「協定」という。）を実施するため、アメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）の軍隊の用に供する国有の財産（国有財産法（昭和三十二年法律第七十三号）第二条に定める国有財産並びに同法の適用を受けない国有の動産及び権利をいう。以下同じ。）について、その管理及び処分の特例を設けることを目的とする。

(無償使用)

第二条 国は、協定を実施するため国有の財産を合衆国の軍隊の用に供する必要があるときは、無償で、その用に供する間、合衆国に対して当該財産の使用を許すことができる。

(原状回復請求権の放棄)

第三条 前条の規定により合衆国に使用を許した国有の財産については、国は、当該財産の返還に当り、合衆国に対し、その原状回復又はこれに代る補償の請求を行わないものとする。

(一時使用等の許可)

第四条 国は、第二条の規定により合衆国に使用を許した国有の財産について、協定第二条第四項(a)の規定に基き、その用途又は目的を妨げない限度において、他の者にその使用又は収益を許すことができる。

2 前項の規定により使用又は収益を許した場合において、その使用又は収益をする権利は、合衆国が当該財産を返還した時において消滅する。

(貸付契約の解除)

第五条 国有財産法第二十四条（同法第十九条及び第二十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第二条の規定により合衆国に国有の財産の使用を許すため必要を生じた場合について準用する。この場合において、国有財産法第二十四条中「国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業」とあるのは、「国においてアメリカ合衆国の軍隊」と読み替えるものとする。

(特別会計に属する国有の財産の所管換等)

第六条 特別会計に属する国有の財産につき第二条の規定により合衆国に使用を許す場合においては、当該財産は、一般会計に所管換若しくは所属替をし、又は一般会計の使用として整理するものとする。

(関係行政機関等の意見の聴取)

第七条 国が第二条の規定により合衆国に対して政令で定める国有の財産の使用を許そうとするときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長、関係のある都道府県及び市町村の長並びに学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律施行令

内閣は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和三十七年法律第一百十号）第七条の規定に基き、この政令を制定する。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律第七条の政令で定める国有の財産は、同法第二条の規定により合衆国に使用を許そうとする国有の財産のうち、その使用を許すことが産業、教育若しくは学術研究又は関係住民の生活に及ぼす影響その他公共の福祉に及ぼす影響が軽微であると認められるもの以外のものとする。

資料 2

H18. 2. 27 在日米軍再編に係る調査特別委員会

国有提供施設等所在市町村助成交付金、施設等所在市町村調整交付金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金 一覧表

(主な関係自治体のみ抽出)

(単位：百万円)

防衛施設名	使用形態	関連市町村	平成16年度				平成17年度					
			国有提供施設等所在市町村助成交付金	施設等所在市町村調整交付金	小計	特定防衛施設周辺整備調整交付金	合計	国有提供施設等所在市町村助成交付金	施設等所在市町村調整交付金	小計	特定防衛施設周辺整備調整交付金	合計
千歳飛行場	航空自衛隊	千歳市	578	22	600	469	1,069	584	21	605	475	1,080
		苫小牧市	11	0	11	71	82	11	0	11	73	84
三沢飛行場	米空軍 航空自衛隊 民間航空	三沢市	1,365	545	1,911	902	2,813	1,381	545	1,926	903	2,829
小松飛行場	航空自衛隊 民間航空	小松市	275	0	275	276	551	275	0	275	268	543
百里飛行場	航空自衛隊	小川町	274	0	274	207	481	276	0	276	206	482
岩国飛行場	米海兵隊 海上自衛隊	岩国市	1,107	294	1,401	399	1,800	1,119	294	1,413	405	1,818
築城飛行場	航空自衛隊	築上町 (旧築城町)	37	0	38	133	171	37	0	37	114	151
		築上町 (旧椎田町)	131	0	131	114	245	134	0	134	95	229
新田原飛行場	航空自衛隊	新富町	226	0	226	196	422	226	0	226	195	421
嘉手納飛行場	米空軍	嘉手納町	292	647	938	413	1,351	292	647	939	414	1,353
		沖縄市	548	768	1,316	351	1,667	558	767	1,325	355	1,680
		北谷町	338	557	895	302	1,197	341	557	898	307	1,205

国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金並びに特定防衛施設周辺整備調整交付金について

1 基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）・・・総務省所管（一般財源）

国有提供施設等所在市町村助成交付金は、米軍や自衛隊の施設が市町村の区域内に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対処するために、使途の制限のない一般財源として、施設等所在市町村に対して、毎年度交付されるものです。

○対象資産

国有財産のうち、

- ① 米軍に使用させている土地、建物及び工作物
- ② 自衛隊が使用する飛行場（航空機の離着陸、整備及び格納のための直接必要な施設に限る。）、演習場（しょう舎施設を除く。）、弾薬庫、燃料庫及び通信施設（航空警戒管制または電波情報の収集整理のための直接必要な施設に限る。）の用に供する土地、建物及び工作物

2 調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）・・・総務省所管（一般財源）

調整交付金は、基地交付金の対象となる国有資産と対象外である米軍資産との均衡及び米軍に係る市長村民税の非課税措置等による税財政上の影響を考慮して、施設等所在市町村に対して、毎年度交付されるものです。

○対象資産

米軍資産（米軍が建設、設置した建物及び工作物）

3 特定防衛施設周辺整備調整交付金・・・防衛施設庁所管

防衛施設の設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、指定することができる。

国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備を行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令の定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条）

○防衛施設

- ・ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- ・砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- ・港湾
- ・その他政令で定める施設（大規模な弾薬庫等）